

平成30年4月1日から
直方市子ども医療費支給制度（中学生）が
変わります



平成30年4月1日からの内容

- 対象者 直方市に住民登録がある中学生
(重度障害者医療、ひとり親家庭等医療対象者・生活保護受給者を除く)

- 本人負担
 - ◆入院 500円/日
(3,500円まで/月)
※1医療機関ごとの負担額です。
※食事代、差額ベッド代などは自己負担です。
 - ◆通院 助成なし

- 申請方法 直方市役所1階⑥番窓口にて申請
〔必要なもの〕
 - ◆領収証(平成30年4月以降入院のもの)
 - ◆健康保険証と限度額適用認定証
 - ◆協会健保、健康保険組合等発行の療養費支給証明書
(直方市国民健康保険加入者は必要ありません)
 - ◆認印(スタンプ印不可)
 - ◆振込先のわかるもの(通帳、キャッシュカード)

※入院時には、加入の保険者から限度額適用認定証の交付を受けてください。高額療養費が適用され、窓口でのお支払いが軽減されます。医療機関でのお支払いののち、〔必要なもの〕をご持参ください。

※支給(振込)には、2~3カ月かかります。

※乳幼児、小学生は変更ありません。これまでどおり医療証を提示してください。



お問い合わせ

直方市保険課医療保険係

電話 0949-25-2113